

川崎市立多摩病院診療報酬交付金及び指定管理料交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立多摩病院の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第34条第1項及び第2項に規定する診療報酬交付金（以下「交付金」という。）及び指定管理料（以下「管理料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付金及び管理料)

第2条 甲は、乙に対して毎月1回交付金及び管理料を支払うものとする。

2 交付額は、毎月1日から末日までに、乙が川崎市立多摩病院の管理運営に関する細目協定（以下「細目協定」という。）第8条第2項の規定により甲の指定する金融機関の口座に払い込んだ金額及び甲が多摩病院の運営に関して徴収した使用料及び手数料の金額とする。

3 甲は、前項に規定する期間に甲が多摩病院の運営に関して徴収した使用料及び手数料の金額を、収入伝票一覧表により乙に通知するものとする。

(検査)

第3条 乙は、毎月1日から末日までに行った基本協定第20条第1項に規定する手数料等の徴収に関する業務について、当該業務終了後速やかに、細目協定第8条第2項及び第3項に規定する収納金報告書及び調定報告書並びに業務完了届（第1号様式）を甲に提出し、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、業務内容を検査しなければならない。

3 乙は、前項の検査終了後、交付金及び管理料の請求を行うことができる。

(交付方法)

第4条 乙は、前条第3項により請求を行うときは、交付金及び管理料を区別し、速やかに請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から20日以内に交付金を交付し及び管理料を支払うものとする。

(帳簿類の整理)

第5条 乙は、事業年度ごとに交付金及び管理料に係る帳簿類並びに収支に係る証拠書類を整理し、当該事業年度終了後10年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、甲が定めるものとする。

附 則（平成18年1月23日17川病総庶第792号）

この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成24年4月1日24川病経第490号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

業 務 完 了 届

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 病 院 事 業 管 理 者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

次の業務が完了しましたので、お届けします。

業 務 名	川崎市立多摩病院の利用料金及び手数料等の徴収に関する業務
履 行 場 所	川崎市立多摩病院 川崎市多摩区宿河原 1 丁目 3 0 番 3 7 号
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日
完了年月日	年 月 日
備 考	添付書類 1 収納金報告書（1 か月分の一覧） 2 その他関係書類

検 査 書

上記につき検査し、履行を確認しました。

年 月 日

検査員 職氏名 印